

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以降、年間 3 万人を超える高止まりの状況が続き、国においては、平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行し、平成 19 年 6 月に自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されています。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。また、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されています。

これらを踏まえ本町においても、平成 21 年度以降保健師によるこころの健康相談の実施や、こころの健康づくり講演会、臨床心理士によるこころの相談などの自殺対策事業を実施しています。

本町の自殺者数は、ここ数年各種事業の取り組み等もあり、やや減少傾向となっています。しかし、依然として自殺により尊い命を落とされています。自殺で命を落とされた方の無念さに加え、遺された家族や友人そして仕事仲間など、深刻な影響を受ける方も多く、また自殺未遂者は既遂者の 10 倍を超えていることを考え合わせると、自殺と言う問題が地域社会に及ぼす影響は極めて大きいものです。

平成 28 年 4 月、基本法の改正により、全国の都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、また平成 29 年 7 月に新たな大綱が策定されています。

そこで今回、本町の実情を踏まえて、いのち支える川崎町自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定し、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的連携を図り、総合的に自殺対策を推進することにより、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指してまいります。川崎町民の皆さんの一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成 31 年 4 月

川崎町長 手嶋 秀昭